（削る）

（特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等）

**第四条**　（略）

2　令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇一二とする。

3　令別表第八の一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製鋼又は合金鉄若しくは炭化けい素の製造の用に供する電気炉とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇四六とする。

4　令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　石炭坑での採掘　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇一五

ロ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇一七

五　廃プラスチック類（前三号に掲げるものを除く。）　二・七七

六　ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）　一・五七

七　ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。）　〇・七七五

15　令別表第七の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、別表第三の第二欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

（特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等）

**第四条**　（略）

（新設）

2　令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇二〇とする。

3　令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　石炭坑での採掘　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇一四

ロ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇一六

二　露天掘による採掘　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇八〇

ロ　（略）

5　令別表第八の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇四〇とする。

6　令別表第八の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇四三とし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・二七とする。

7　令別表第八の二の項の下欄のホ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（ＮＧＬ）以外の原油とし、同欄のホ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇七二

ロ　イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表したメタンの量　次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数

(i)　原油の生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇一八

二　露天掘による採掘　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇七七

ロ　（略）

（新設）

4　令別表第八の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇四三とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・二七とする。

5　令別表第八の二の項の下欄のニ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（ＮＧＬ）以外の原油とし、同欄のニ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇一四

ロ　イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇一五